

保 発 1 0 2 6 第 1 号
平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日

都道府県後期高齢者医療広域連合長 殿

厚生労働省保険局長

後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について

後期高齢者医療制度の運営については、これまで多大な御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度においては、被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付する仕組みを設けていますが、その運用について、現内閣においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないこととするを基本的な方針としています。

このため、各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）におかれては、「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」（平成 2 1 年 5 月 2 0 日付け保高発第 0 5 2 0 0 0 1 号。以下「資格証明書通知」という。）に沿って、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書が交付されることとなるよう、厳格な運用の徹底方お願いいたします。

また、広域連合から報告のあった資格証明書の交付検討事案については、厚生労働省において資格証明書通知に照らして個々に精査し、不適切と考えられる事案があれば交付しないよう要請するとともに、資格証明書が交付された場合には、その事案の概要（個人情報に係る内容を除く。）について、厚生労働省において公表することを申し添えます。